PRI Discussion Paper Series (No.25A-05)

# 所得税データを用いた日本の上位所得シェアの推計:2008～2023年

財務総合政策研究所客員研究員
井口　智博
財務総合政策研究所副所長
上田　淳二
前財務総合政策研究所研究官
佐藤　叡延
財務総合政策研究所上席客員研究員／一橋大学経済研究所教授
森口　千晶

**2025 年 9 月**

本論文の内容は全て執筆者の個人的見解であり、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではありません。

財務省財務総合政策研究所総務研究部
〒100－8940　千代田区霞が関 3－1－1
TEL 03－3581－4111　（内線 5489）

# 所得税データを用いた日本の上位所得シェアの推計：2008～2023 年[*1]

井口　智博[*2]
上田　淳二[*3]
佐藤　叡延[*4]
森口　千晶[*5]

要　約

本論文では、最新の申告所得税と民間給与実態統計調査等の集計データを用いて、日本における上位所得階層の所得シェアの推計を行う。その主眼は、申告所得税の集計値の公表内容が拡充された 2008 年以降のデータを利用することで Moriguchi and Saez（2008）の手法を改善してより精緻な推計を行い、世界金融危機からアベノミクス期を経て現在に至るまでの上位所得シェアの動向を明らかにする点にある。

所得税データは、原則として所得上位層に関する悉皆データであることから、各種の統計調査では十分に把握できない成人人口の上位 0.1%、0.01%といった高額所得階層の動向を分析することができる。ただし、分析対象となる所得は、所得税の課税対象として確定申告に記載される所得および給与所得に限られ、特に利子所得と配当所得の大部分が含まれない点には留意を要する。

推計結果によると、キャピタルゲインを除いた所得については、2013 年以降の景気回復期に上位 0.01%、0.1%の所得シェアは拡大傾向を示す一方で、上位 1%、10%の所得シェアについては低下傾向にあったことが明らかになった。さらに、キャピタルゲインを含む所得については、上位 0.01%、0.1%の所得シェアが景気回復期に顕著に上昇する一方で、上位 5%、10%の所得シェアは低下傾向にあることが示された。

キーワード：上位所得シェア、所得税データ、所得分布、譲渡所得、給与所得分布
JEL Classification：D31, H24, J31, N35

*1 本稿の見解は執筆者個人の責任において発表するものであり、財務省及び財務総合政策研究所の公式見解を示すものではない。本稿の作成にあたっては、DP 検討会議の参加者から貴重なコメントをいただいたことに感謝の意を表したい。
*2 財務総合政策研究所客員研究員
*3 財務総合政策研究所副所長
*4 前財務総合政策研究所研究官
*5 財務総合政策研究所上席客員研究員、一橋大学経済研究所教授

## Ⅰ．はじめに

一国の中で生み出される付加価値が、個人や家計の所得としてどのように配分されるかは、様々な要因に影響を受けつつ、時間を通じて変化する。政府による再分配のあり方を考える上で、付加価値の配分の実態とその変化を可能な限り正確に把握することの意義は大きい。

本論文では、最新の申告所得税と民間給与実態統計調査等の集計データを組み合わせて、日本における上位所得階層の所得シェアの推計を行う。その主眼は、申告所得税の集計値の公表内容が拡充された 2008 年以降のデータを利用することで Moriguchi and Saez（2008）の手法を改善してより精緻な推計を行い、リーマンショックから現在に至るまでの上位所得シェアの動向を明らかにする点にある。

日本の所得分布の特徴や、その変化を分析する研究は、これまでも数多く実施されている。その多くは、年間の家計所得や賃金、消費などの情報を一定数の調査対象者から集めて作成された統計データを用いており、Lise et al.（2014）による賃金構造基本調査・全国消費実態調査・家計調査を用いた分析や、Kitao and Yamada（2025）による全国消費実態調査・全国家計構造調査を用いた分析が代表的である。

ただし、統計データは、限られたサンプルの回答を用いて母集団のパラメータを推計することによって得られるため、所得中位階層の分析を行う上では問題がないものの、所得上位階層については、十分な数の調査対象者から正確な回答を得ることが難しく、かつ、その分布の形状が中下位階層とは異なるため、分析に困難が伴う。そのため、高所得階層の所得に関しては、申告すべき所得のある全ての者に情報提出義務が課されている税務データが有用である。所得分布の国際比較を行うプロジェクトを推進している World Inequality Lab では、上位所得階層の所得情報の把握には税務データを、中下位所得階層の所得情報の把握には統計データを用い、それらを接合した上で、国民純所得に占める各所得階層の所得シェアを推計する方法を提唱している[6]。

もっとも、日本において所得分布の分析に、所得税の申告情報に代表される行政記録データを活用しようとした場合、いくつかの問題に直面する。日本では、全人口に占める所得税の申告義務者数の割合が小さく、例えば、給与所得者で確定申告の義務があるのは給与収入 2,000 万円以上の者等に限られる。近年、国税庁の保有する行政記録情報（いわゆる個票データ）を利用した共同研究が開始され、Kunieda（2025）では、2014～2020 年の合計所得 2,000

[6] World Inequality Lab では、国民経済計算の概念に沿って把握される国民純所得について、家計間の分布を国際的に比較するための手法を DINA（Distributional National Accounts）Guideline として公表している。このガイドラインに沿って、2014 年と 2019 年の 2 時点について日本の上位所得階層の所得シェアの推計を行った研究が Mikayama et al.（2023）である 。同研究では、税務データとして、國枝・米田（2023）の補論で示されている 2014～2020 年の別途集計表（譲渡所得を除き、給与所得控除等を給与収入概念に変換した「ケース 2」の所得分布表）を用い、統計データとして、2014 年と 2019 年の全国消費実態調査・全国家計構造調査を用いて、それらを統合している。しかし、2014 年よりも前の期間や、2019 年の後の期間、あるいはその間の年については、同様のデータを得ることができず推計を行うことができない。

万円以上の高額所得者について、所得階層の閾値及びパレート係数の推定を行っているが、その成人人口に対する割合は 0.35～0.45％であり、申告所得税データのみでは成人人口の上位 1％（100 万人程度）の所得情報までは把握できない。したがって、ある程度広い範囲で上位所得シェア（上位所得階層の受け取る所得額が全体の所得額に占める割合）を推計するためには、申告所得税データに加えて、確定申告を行わない者の所得に関する情報を追加的に用いる必要がある。

Moriguchi and Saez（2008）は、申告所得税と民間給与実態統計調査（確定申告を行わない給与所得者も対象に含む標本調査）の集計データを組み合わせることによって、成人人口の上位 5％から上位 0.01％までの上位所得階層が得た所得の家計可処分所得全体に対するシェアを 1946～2005 年の長期にわたって推計した（手法の詳細は Moriguchi and Saez（2010）を参照）。同推計は Alvaredo, Moriguchi, and Saez（2012）によって 2012 年までアップデートされたが、それ以降は推計がない。

そこで、本論文では同論文の手法を踏襲しつつ、より詳細な集計データが利用可能になった 2008 年から直近の 2023 年までの 16 年間について、上位 0.01％から上位 20％までの所得階層が得た所得の分析対象所得全体に対するシェアを推計する。ただし、Moriguchi and Saez（2008）と同様、分析対象とする所得は、給与所得および所得税の課税対象として確定申告に記載される所得に限られ、確定申告の対象とならない大部分の利子所得や配当所得が含まれない点に留意を要する。また、以下の分析では、譲渡所得を含めない所得をベンチマークとするが、アベノミクス期以降の資産価格の上昇の影響をみるため、申告される譲渡所得を含めた所得についても上位所得シェアを推計して比較を行う[7,8]。

本論文で利用するデータは、2008～2023 年の「国税庁統計年報」、「申告所得税標本調査」、および「民間給与実態統計調査」の所得分布表（集計データ）である。推計にあたっては、2008 年以降新たに利用可能となった所得者区分別の所得情報や還付申告者の所得情報を最大限に活用することによって、経済的所得概念への変換や所得階層別の譲渡所得の推計を精緻化するとともに、公務員の給与所得についても利用可能なデータで補完する。さらに、カバレッジや分位点の異なる複数の所得分布表を一つの所得分布に統合する際には、分布の仮定の相違によって推計にどのような違いが生じるかを丁寧に検証し、頑健性の確認を行う。また、所得シェアの計算に当たっては、分母に用いる所得として、分析対象としている所得の全体額を用いることとし、分母の分析対象所得額が、一国全体の国民純所得に対してどの程度の割合であるかを別途示す。

分析から得られた主要な結果は、以下の通りである。譲渡所得を含めない所得については、2013 年以降の景気回復期に上位 0.01%、0.1%の所得シェアは拡大傾向を示す一方で、上位 1％、10％、20%の所得シェアについては低下傾向にあったことが明らかになった。前者の

7) 譲渡所得のうち、特定口座において保有される上場株式等の譲渡所得については、確定申告が不要とされているため、本分析の対象には含まれない。
8) 楡井（2023）は、日本の所得分布について、民間給与実態統計調査と申告所得税標本調査を組み合わせた逆累積分布を作成し、上位 1%部分のパレート分布などの統計的規則性などを確認している。

背景には経営者報酬等の高額給与所得の拡大、後者の背景には女性・高齢者の労働参加率上昇や低位給与所得の上昇による下位所得シェアの増大があるものと考えられる。さらに、譲渡所得を含めた所得については、上位 0.01%、0.1%の所得シェアが景気回復期に顕著に上昇する一方で、上位 5%、10%、20%の所得シェアは低下傾向にあることが示された。

## II. 分析に使用するデータの特徴と使用方法

### （1） 所得税関連データ

所得税は、申告所得税または源泉所得税として徴収される。このうち、申告所得税は、個人が年 1 回、自らが稼得した前年 1 年間の所得について申告を行う確定申告によるものである。申告所得税のデータは、個人に関して申告対象となる所得全体の情報を含んでいるが、個人の属する世帯に関する所得の情報は含まれていない。また、申告対象となる所得の情報は、税務上申告対象となる所得として計算される金額に限られ、ある個人が得ている経済的な所得の総額とは必ずしも一致しない。すなわち、確定申告の申告対象ではない所得は経済的な所得であっても申告データに含まれない一方、申告対象となるキャピタルゲイン（譲渡所得）や、生命保険金の受取りといった一時的な所得、退職一時金、過年度の損失の繰越額は、生産活動によって得られた経済的な所得ではないものの、申告データには含まれる。また、課税所得計算にあたっては、給与所得控除や公的年金控除などの計算ルールが適用され、その過程でも経済的な所得との乖離が生じる。

申告所得税に関しては、「国税庁統計年報」に税務上の計算に基づく個人単位の合計所得の分布についての情報が公表されており、さらに「申告所得税標本調査」において、一定のサンプルの情報に基づき、所得内訳等の情報が公表されている。申告所得税に関するデータの大きな特徴は、確定申告を行うすべての個人を対象とし、かつ、第三者の目から見て、その妥当性や正確性についての確認プロセスを経たデータである点にある。そのため、統計調査においては正確な回答を得ることが難しいとされている高額所得者について、より正確な情報を得ることができる。

一方で、源泉所得税は、一定の種類の所得（賃金、報酬、利子、配当等）について、所得を受け取る者ではなく所得を支払う者が、所得のうちの税額相当分を予め徴収するものである。したがって、源泉所得税に関するデータは、どのような支払い義務者がどれだけの金額を支払ったか（源泉徴収税額として徴収したか）を示すものであり、「国税庁統計年報」に支払額や徴収額についての集計データは示されているが、所得を受け取る側に関する情報はない。ただし、統計法に基づく基幹統計である「民間給与実態統計調査」においては、民間の事業所における年間の給与の実態を明らかにすることを目的として、給与について、源泉徴収義務者である事業者を通じて、給与支払い対象である個人の給与収入に関する情報が集められている。

給与に関しては、2 カ所以上からの給与を受け取る者や給与収入が 2,000 万円以上である

者は、確定申告を行う義務を有するため、申告所得税データによって把握することができる。しかし、それ以外の給与所得者の大部分は確定申告を行う必要がないことから、申告データには含まれない。そのため、給与収入の分布を知る上で、「民間給与実態統計調査」は申告所得税データでは得られない有用な情報を提供する。ただし、調査対象となるのは、資本金等の区分によって抽出された事業者における、所得階層区分によって抽出された給与支払対象者であり、その情報は全給与支払対象者の情報を集約したものではない[9]。また、給与階級区分も 14 区分で、最上位層が 2,500 万円超でひとくくりとなっているため、高額の所得階層について正確な情報を得ようとする際には、依然として申告所得税データに優位性がある。

（２） 利用データの特徴

本論文の分析に用いる申告所得税に関するデータは、「国税庁統計年報」の「２－２　所得階級別人員」表と、「申告所得税標本調査」の「第２表　所得種類別表」である。これらの表で提供されるデータについては、2008 年分以降、公表内容が大幅に拡充されている[10]。

- 国税庁統計年報の所得階級別人員表においては、申告所得税の申告者のうち、従前は納税者（600～700 万人程度）についてのみの情報が提供されていたが、2008 年以降は、還付申告者（1,200～1,300 万人程度）の所得総額及び分布の情報が提供されている。
- 国税庁統計年報及び申告所得税標本調査において、申告者の主たる所得に基づく分類が細分化され、新たに「給与所得者」「不動産所得者」「雑所得者」「その他」の分類が設けられている。
- 国税庁統計年報及び申告所得税標本調査の所得階層区分について、2006 年分以降、「5000 万円以上」の単一ブラケットが 8 つのブラケットに細分化されている。

これらの拡充されたデータは、申告所得税データを用いて所得分布を計測する上で、有用な情報を提供するものとなっている。納税申告者だけではなく還付申告者に対象者が広がること、所得階層区分が細分化されることは、より多くの申告者に関するよりきめ細かい所得分布情報が得られることを意味する。また、所得者区分の細分化は、課税所得の経済的所得概念（収入概念）への調整や、分析対象とする所得範囲の調整を行う際に、それぞれの個人の属性を踏まえた調整を行う上で有用性が高い。

---

9) 民間給与実態統計調査の標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の 2 段階で行われる。第 1 段抽出では、事業所の従事員数等によって区分された事業所層別に、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出し、第 2 段抽出では、標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出する。事業所の抽出率は、従業員 1,000 人以上あるいは本社は全数を抽出し、標本事業所において年間給与額が 2,000 万円を超える者は、全数を抽出するとされている。したがって、大企業の高額所得者は原則として全数調査となっているが、全体の回収率は 7～8 割に留まっている。

10) さらに、申告所得税標本調査については 2010 年調査以降、サンプル数が大幅に増加している。

課税所得の経済的所得概念への調整や、分布対象とする所得範囲の調整は、個別の申告者ごとのデータにおいて補正することが理想的であるが、集計データではそれがかなわない。国税庁統計年報や申告所得税標本調査の集計データで知ることができる情報は、申告者に関して最も細部化された区分である各所得者区分の各所得階層（セル）における合計所得額について、給与所得や事業所得、譲渡所得の額がいくらであるかという所得内訳情報のみである。したがって、給与所得の給与収入概念への変換や、譲渡所得の除去などを考える場合には、各セルの申告者について、合計所得に対する給与所得や事業所得、譲渡所得の占める割合について一定の仮定を設けて、譲渡所得の除去や給与所得控除、青色申告控除の加算を行う必要がある。その場合、同一セル内に含まれる申告者について、どのような所得の割合が大きいかといった特性は、できるだけ近いものであることが望ましい。2008 年以降、所得者の区分が細分化されることによって、5 つのグループにおいて、それぞれどの所得が主たる所得であるかが明確化されることとなっており、各セルの申告者の所得構成の内訳について、各所得者区分ごとにみた給与所得、譲渡所得等の占める割合のばらつきが小さいものになっていることが想定され、これらの割合が各セル内において一定である等の仮定を設けて処理を行うことによる歪みが小さくなっていると考えられる。

（３） 申告所得税データの利用方法

2008 年以降の「申告所得税標本調査」のデータを用いて、確定申告を行う者を「(A) 事業所得者」「(B) 不動産所得者」「(C) 給与所得者」「(D) 雑所得者」「(E) 他に区分されない者」の 5 つのグループに区分する。その上で、それぞれのグループごとに、①還付申告者の反映、②経済的所得概念（収入概念）への調整、③分析対象所得の画定、を行う。

① 還付申告者の反映

還付申告者については、2008 年以降の国税庁統計年報において、それぞれの所得者グループごとに、25 段階の所得ブラケットごとの人数が示されているが、ブラケットごとの平均所得やその内訳所得に関する情報はない。そのため、還付申告者については、各ブラケットの平均所得やその内訳所得は、同一の所得ブラケットの納税申告者と同等であることを仮定する。

② 経済的所得概念（収入概念）への調整

次に、経済的所得概念（収入概念）への調整を行う。税務上の合計所得金額の計算にあたっては、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額が給与所得とされ、公的年金等収入から公的年金等控除を差し引いた金額が雑所得（公的年金等所得）とされる。また、事業所得者のうち青色申告を行っている事業者には、青色申告控除額を差し引いた金額が事業所得とされる。このように、申告データにおける所得は、経済的な所得の概念よりも小さい。そのため、経済的所得の概念に基づく所得の分布を考えるためには、それらを適用する前の金

額を得る必要がある。

具体的には、各グループの各所得階層ごとに、それぞれの合計所得に含まれる平均的な事業所得、給与所得、公的年金等所得の平均値を、所得内訳データおよびそれぞれの種類の所得を申告している者の数に基づいて計算する。その上で、各年の制度の下での青色申告控除、給与所得控除、公的年金等控除の計算方法を踏まえて、それぞれの所得に適用されていると考えられる控除額の理論値を上乗せし、経済的所得概念（収入概念）の平均値を作成する。また、当該ブラケットの上限値・下限値についても、平均値の変化分だけ平行移動させる処理を行う。

③　分布対象所得の画定

さらに、分布対象所得の範囲について、目的に応じて調整を行う。本論文では、税務上の申告対象所得のうち、退職一時金や生命保険金、懸賞金などの受取りのように、その年に行われた経済的活動とは別に、何らかの特別な事情によって特定の年において多額に受取りが発生した所得を、分布を考える際の所得から除外して考える。そのため、税務上の申告対象所得から、「一時所得」「退職所得」を除外する。また、保有する資産の売却によって生じる「譲渡所得」（キャピタルゲイン・ロス）については、その年に行われた経済的活動の成果ではなく、国民経済計算における所得の定義にも含まれないことから、譲渡所得を除外して考えるケースをベンチマークとした上で、譲渡所得を含めて考えるケースを別途設けることとする。

これらの所得を除外した分布表を作成するために、それぞれのグループの各所得ブラケットの合計所得に含まれる「一時所得」「退職所得」の金額を差し引き、さらにベンチマークの分析に当たっては、「譲渡所得」の金額を差し引く処理を行う。それによって、当該ブラケットの平均所得額が変化することとなるため、それについては、ブラケットの上限・下限額をあわせて修正する処理を行う。

なお、経済的所得概念への調整と分析対象所得の画定を行う処理を行うことによって、それぞれの所得者グループの中で、それぞれの所得ブラケットの上限・下限値と平均値が変化することとなるが、その変化幅はブラケットごとに個々に異なるため、ブラケットによっては、ブラケット内の修正後所得の平均値が、それよりも上位のブラケットの修正後下限値を上回ることも生じ得る。そのため、ブラケットごとの修正後の所得平均値が、上位のブラケットの下限値を超えている場合には、上位のブラケットとの統合（人数と合計所得額をそれぞれ合算）することとし、所得ブラケットの所得平均値とブラケットの下限値が逆転しないようにする[11]。

これらの処理を行うことによって、（A）～（E）の所得者グループについて、処理後の各ブラケットの下限値と人数及び合計所得額を得ることができる。それらを用いて、すべての

[11] 平均値と上位ブラケットの下限値の逆転に対応したブラケット統合の処理の具体的イメージは、（補論1）を参照。

申告者についての単一の分布情報に統合するために、各ブラケットにおける分布についての仮定を設けた上で、ブラケットの統合を行う。

（4） 給与支払いデータの利用方法

① 民間給与実態統計調査のデータ

民間給与実態統計調査は、源泉徴収義務者が給与を支払う対象者に関して、「1 年を通じて勤務した給与所得者（各年の 1 月から 12 月まで継続して勤務し、給与の支給を受けた月数が 12 か月の者）と、「1 年未満勤続者」（1 年を通じて勤務した給与所得者」以外で、12 月 31 日現在在職している者）について、支給総額（給料・手当及び賞与の合計額で、給与所得控除前の収入金額）を調査するものである。なお、複数の事業所から給与の支払いを受けている個人が、それぞれの事業所で調査対象となる場合には、複数の給与受取者として集計される点に注意が必要である。

2 カ所以上の給与支払者から給与の支払いを受けている者については、給与の支払いに当たり、適用される源泉徴収税率が異なっているが、「給与所得者の扶養控除等申告書」については、主たる支払先にのみ提出することとされている。扶養控除等申告書を提出していない者（副業者）は、源泉徴収義務者側からは「乙欄適用者」と呼ばれる。個人単位の所得分布を考える際には、2 カ所以上から給与の支払いを受けている者を、複数の個人としてはカウントしないことが必要とされることから、本論文の分析においては、「乙欄適用者」の人数と給与額を除いた数値を用いることとする[12]。その場合、主たる支払い者以外から受け取る給与収入は含まれないことから、給与の受取者側からみると、すべての給与収入が把握されていることにはならないことに留意が必要である。なお、2 か所以上から給与の支払いを受ける者は、確定申告を行うことが義務づけられているため、申告所得税のデータにおいては、給与の受取者側からみた給与収入の総額が反映されていると想定される。

なお、2023 年の民間給与実態統計調査において、「1 年を通じて勤務した給与所得者」は 5,076 万人、「1 年未満勤続の給与所得者」は 992 万人であるが、それぞれに「乙欄適用者」が 218 万人、200 万人が含まれている。本論文の分析でカバーする給与所得者は、1 年継続と 1 年未満の両方の給与所得者を含み、乙欄適用者を除いた者としており、2023 年は 5,650 万人分のデータを用いることとなる。

② 公務員分の給与収入階級分布の作成・統合

民間給与実態統計調査は、民間の事業所のみを対象としており、国家公務員、地方公務員、

12) 具体的には、2022 年以降について、民間給与実態統計調査の「第 3 表　給与階級別の総括表」の「その 9　1 年を通じて勤務した給与所得者（乙欄適用者を除く）」と「その 10　1 年未満勤続者の給与所得者（乙欄適用者を除く）」のデータを用いる。2014 年から 2021 年については、新たな復元推計手法に基づいた参考値の「第 3 表」の「その 3」「その 4」の数値、2008 年から 2013 年については「第 3 表」の「その 1」「その 2」で示される全体の給与所得者数と給与額から「第 19 表　給与階級別年末調整を行わなかった給与所得者数・給与額・税額」の「その 1」「その 2」で示される乙欄適用者の給与所得者数と給与額を差し引いた数値を用いる。

公庫職員等は含んでいない。そのため、「給与収入がある者の給与収入分布」を作成するためには、それらの公務部門の給与支払い額について、別途の推計を行い、その推計によって得られる人数・所得と、①の人数・所得とを合計する必要がある。

日本の公務員数は、民間企業就業者の 10 分の 1 程度であるため、Moriguchi and Saez（2008）や Mikayama et al.（2023）では、公務員の給与分布が民間企業の給与分布と同様であると仮定し、民間給与実態統計調査の分布の人数と給与を 1.1 倍することによって補正する処理が行われている。しかし、実際の公務員の給与分布は、民間企業の給与分布に比べ、超高所得層と低所得層が少ないという特徴があり、より正確な分布を得るためには追加的データを用いる必要がある。

具体的には、2008 年から 2023 年の各年における「国家公務員給与実態調査」の第 3 表の「適用俸給表別、級別（最終学歴別）人員」と、第 6 表「適用俸給表別、級別平均俸給額」を用いて、公務員の所得分布を求め、その上で、総人数と給与総額については、それぞれ人事院勧告と統計年報に記載されている数値を利用する。

公務員は、国家公務員（一般職）、国家公務員（特別職）、地方公務員に大別される。このうち、一般職については「国家公務員給与実態調査」の対象となっているが、特別職の国家公務員と地方公務員については、俸給や人数の分布に関して統一的なデータが示されていない。そこで、それらの給与分布については、一般職の国家公務員と同様であるという仮定を置く。

「国家公務員給与実態調査」の第 3 表「適用俸給表別、級別（最終学歴別）人員」から、適用俸給別の人数を抽出し、第 6 表「適用俸給表別、級別平均俸給額」から適用俸給別の毎月の給与収入を抽出する。年 2 回の賞与を給与 2 ヶ月分と仮定し、適用俸給別の年収の基礎額を推定する。この年収基礎額は、各種手当などをまったく反映していないものであるため、実際の給与支給額よりも小さい。また、公務員の人数については、人事院が人事院勧告に記載している公務員の人数を用いる。全体の人数は約 300 万人で、適用俸給別人数の合計が約 25 万人なので、倍率はおよそ 12 倍となり、その倍率を各俸給別人数に乗じることで、適用俸給別の公務員全体の人数を推計する。

これによって得られる適用俸給別の公務員の人数の推計値と、年収基礎額の推計値を乗じた値を足しあわせた金額は、公務部門の給与総額よりも少ないため、その差額を、それぞれの給与基礎額に比例するものと仮定して按分する。

上記の手続きを経て得られる公務員全体の適用俸給別の年収と人数から、年収の平均値と分散を計算し、公務員全体の分布が対数正規分布に従うと仮定した上で、民間給与実態統計調査において設定されているブラケットごとの人数と年収を算出する。それによって得られた人数と給与収入を、民間給与実態統計調査の値に足しあわせる。

③　確定申告者の給与収入階級分布の作成と補正

「給与収入がある者の給与収入分布」は、当然ながら、確定申告を行う者も含んでいる。

所得の分布を分析するためには、②で得られた人数・所得のうち、確定申告者を除いた上で、確定申告を行った者の分布と統合する必要がある。

そのため、申告所得税のデータの（A）～（E）の各グループについて、まず、給与所得のある者についてのみ、その人数と収入の分布を作成する。申告所得税標本調査においては、各グループの所得階級のブラケットごとに、給与所得のある者の人数と、給与所得の合計額が示されていることから、それぞれのブラケットにおける給与所得の平均値を計算することができる。その上で、給与所得控除を反映した給与収入に変換した上で、ブラケットの上限値と下限値を平行移動させる処理を行う。それによって、各グループにおいて、給与収入がある者の給与収入分布を作成することができる。さらに、（A）～（E）の各グループの給与収入分布について、後述する方法によって分布の補間を行い、給与収入を有する確定申告者についての分布情報を統合する。

④　確定申告者に関する給与収入データとの統合・重複者排除

②によって作成された公務員分の補正を行なった民間給与実態統計調査の分布は、給与を受け取るすべての者を対象としており、申告所得税標本調査の分布の対象となる者のうち給与支払い対象者を含んでいる。そのため、これらの所得分布を過不足なく統合するためには、②で作成された分布から、両者に共通に含まれている者（重複者）の給与を取り除いた上で、申告所得税標本調査の分布に足し合わせる必要がある。

③で得られた給与収入分布は、確定申告を行った重複者の給与収入総額に関する分布である。ここで、②と③の分布のそれぞれに含まれる同一の者について、同一の給与の額が捕捉されているのであれば、②の分布から③の分布を単純に差し引くことによって、重複者を排除することができる。しかし、給与収入に関しては、③の分布においては、確定申告を行った者が実際に受け取った給与の総額を補足されているのに対して、②の分布においては、主たる給与支払い者から支払われた給与のみが捕捉されている。そのため、同一の者の給与について、例えば 2 か所以上から給与を受け取っている者については、③よりも②の方が小さい値となる。この点は、上位所得階層において、2 か所以上から給与を受け取っている者がいる場合に大きな問題となる[13]。その問題を確認するために、それぞれの調査の集計表から、後述する分布補間の方法を適用することによって、上位の所得階層について 100 万円区分ごとの人員を推計した結果（図 1 の左図）を比較すると、2,000 万円程度を境として、それよりも所得の高い階層では、同一の収入区分において、②の分布よりも③の分布の方により多くの人数が含まれている。

13) これに加えて、民間給与実態統計調査においては、調査対象となっているのが資本金等の区分によって抽出された事業者において所得階層区分によって抽出された給与支払対象者であり、全給与支払対象者の情報を集約したものではなく、また、全体の回収率が 7～8 割にとどまっていることから、上位所得階層における給与収入分布については、申告所得税データの方がより多くの情報量を有していることにも留意する必要がある。

図 1　申告所得税標本調査と民間給与実態調査の給与収入の分布（2020 年）

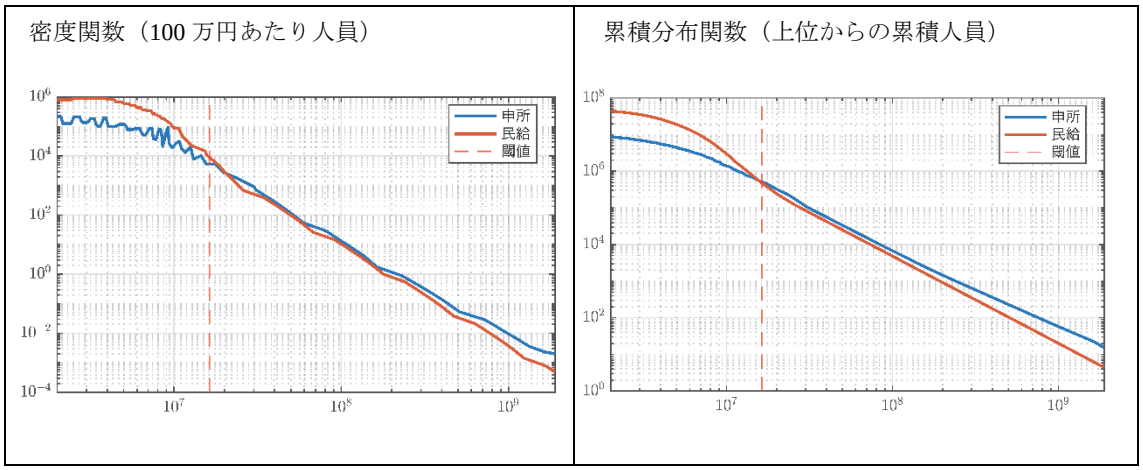


（注）　横軸に給与、縦軸に人口の対数値をとっており、左図は横軸の給与の水準に対応した人数（分布密度）、右図は横軸の給与の水準よりも上位の所得を得ている人の人数（上位からの累積分布）を示している。図中の橙色の実線が②民間給与実態調査から作成された分布、青色の実線が③申告所得税標本調査から作成された分布を示す。
（出所）申告所得税標本調査と民間給与実態調査より筆者作成。

そのため、重複者を排除するために、ブラケットごとに②の分布から③の分布の人数と所得を差し引いて差分をとるという方法を適用することは適切ではない。そこで、次善の策として、上位所得階層の所得シェアをできる限り正確に把握するという目的を踏まえ、各年の②と③について、分布補間の方法を適用することによって、それぞれ上位からの累積分布（図 1 の右図）を作成し、③から得られる申告所得税標本調査の給与収入がある者の累積人員が、②の対象者の累積人員を上回る下限の給与収入の値を「閾値」として決定する。

この閾値よりも上位の所得領域においては、申告所得税データが給与収入を得ている対象者と収入金額をより正確に把握できていると考え、③の分布をそのまま用いることとし、閾値よりも上位の②の分布は、すべて③と重複しているものとして除外する。一方で、閾値よりも下位の所得領域においては、②のデータが給与収入を得ている対象者をより広範に把握できていると考え、②の分布から③の分布をブラケットごとに差し引く処理を行い、重複者を除外する。

閾値よりも下位の重複者を除外した分布は、申告所得税データに含まれない給与所得者の分布となるため、この分布を申告所得税データの合計所得の分布と統合することによって、課税対象となりえる収入を有する者の分布を作成することができる。申告所得税データに含まれる者（納税申告または還付申告を行う者）は、各年概ね 2,000 万人程度であるが、一連の処理を行うことによって、6,300～6,900 万人程度を分析対象に含むことになる[14]。

[14] 第 6 節においては、給与収入のみについて、②と③の分布を統合した分布を用いて、賃金の上位階層におけるシェアを算出する。

（５） 分析対象者と分析対象所得のカバレッジ

所得税データから所得情報を得ることのできる分析対象者数の推移と、経済的所得概念に修正した所得の規模の推移は図 2 の通りである。

（１）で述べたように、所得税は個人単位で課されるため、本論文における分析対象は「個人」である。本論文で用いるデータでは、世帯全体を分析対象とすることはできず、世帯所得を按分した等価所得を計算することもできない。また、分析対象の所得は、それぞれ個人が 1 年間に稼得した所得のうち、所得税の課税対象として申告書に記載されたか、あるいは賃金の受取りとして把握されたか、いずれかの所得である。税や社会保険料の負担は控除されておらず、社会保障による給付の受取りの大部分は含まれない。したがって、それぞれの家計や個人が消費に充てることのできる「可処分所得」という概念の所得とは距離があり、また、それぞれの個人が享受できる生活水準や消費水準とも距離があることに留意が必要である。

図 2　マクロ系列と分析対象者および対象所得の推移

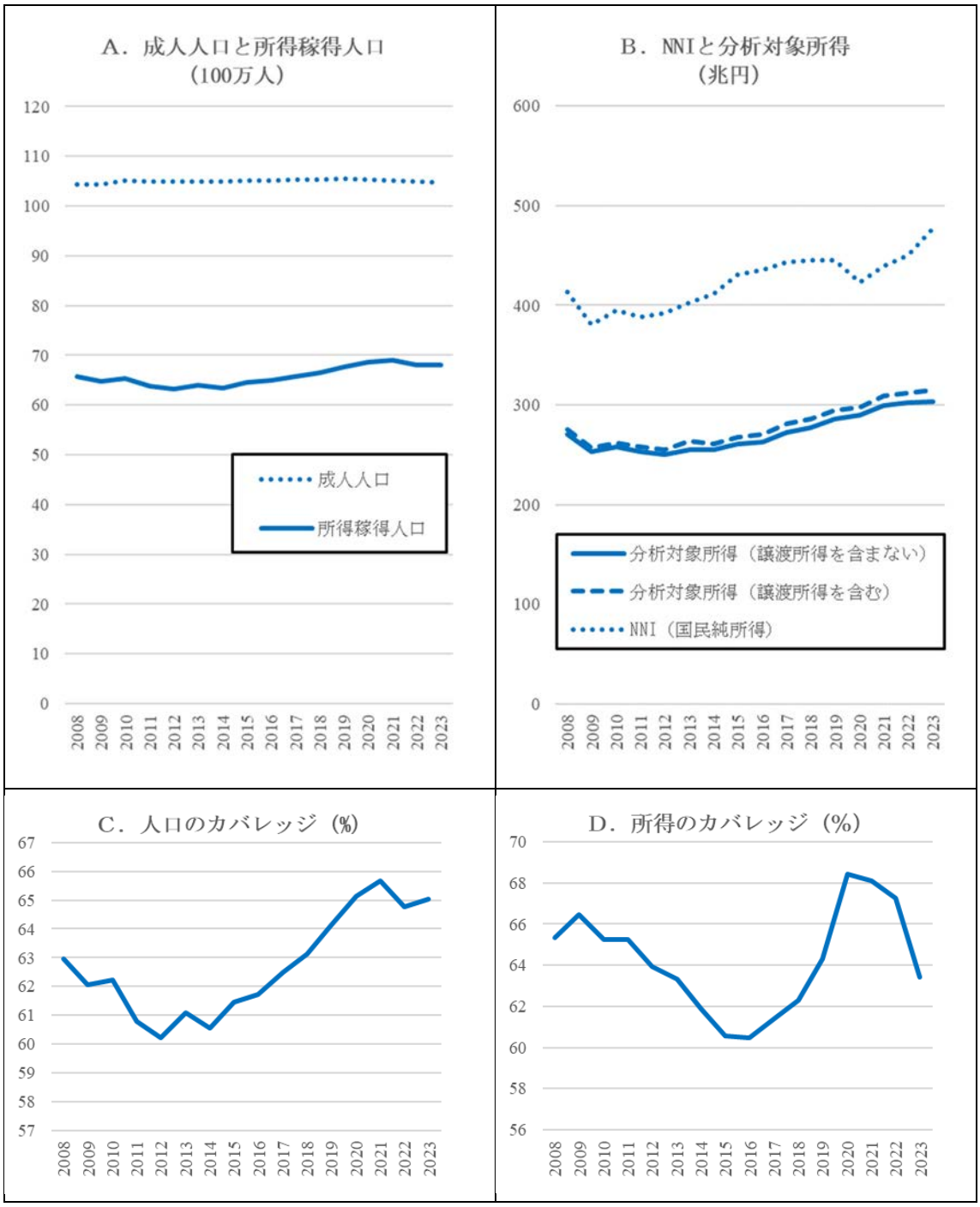


（出所）人口推計及び国民経済計算より筆者作成。

また、本分析でカバーされている所得（譲渡所得を含まない）の大きさは、2008 年の 270.2 兆円から、2012 年に 250.7 兆円まで低下した後、2023 年には 302.9 兆円にまで増加している（図 2 パネル B）。国民経済計算（SNA）によって把握される一国全体の付加価値生産額である GDP（国内総生産）に、海外からの所得の純受取を加え、固定資本減耗を控除した

NNI（国民純所得）と比較すると、本分析でカバーされている所得の割合は、概ね 6 割強で推移している（図 2 パネル D）。次節以降で示される所得上位シェアの数値は、成人人口全員を対象として、それらの人々が得た分析対象所得の分布から計算される。したがって、図 2 のパネル B に示された分析対象所得の総額が、上位所得シェアの分母の値となっている。

NNI と分析対象所得の差は、①NNI に含まれる家計以外の第一次所得バランスの大きさと、②家計の第一次所得バランスと分析対象所得の違いの二つによる。SNA では、経済活動によって生み出された所得（NNI）が、生産への貢献に応じて、家計、法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体の「第一次所得バランス」として配分される金額が計上されるが、家計以外の部門に配分される第一次所得バランスの金額は、そもそも本論文の分析の対象外である。2023 年において、NNI の金額は 477.5 兆円であるが、そのうち法人企業の第一次所得バランスが 71.4 兆円（営業余剰から利子・配当等の受け払いを経た内部留保の金額に相当）、一般政府の第一次所得バランスが 47.4 兆円（生産・輸入品に課される税の受取りから補助金の支払いを控除した金額に相当）、対家計民間非営利団体の第一次所得バランスが 0.5 兆円であり、家計の第一次所得バランスは、残余の 358.2 兆円である。

2023 年の分析対象所得（302.9 兆円）と家計の第一次所得バランスとの差は、大きく三つのカテゴリーにわけられる[15]。第一は、課税対象所得ではあるが、確定申告の対象とならない所得（源泉分離課税対象所得または確定申告不要所得）であり、利子所得や配当所得の大部分が該当する。第二は、SNA 上では家計の所得として把握されるが、課税の対象となる家計の所得としては認識されないものである。具体的には、持ち家の帰属家賃、金融商品への投資に伴って発生する投資所得、雇主による社会負担が該当する。雇主による社会負担は、公的年金や医療・介護保険の保険料の雇主負担と、発生主義に基づいて勤務時点において計上される退職給付費用（退職一時金及び企業年金）、発生主義に基づかないで支給時点において計上される退職一時金（公務部門からの支払いなど）を含む。なお、退職一時金や企業年金は、税務上、現金主義に基づいて、給付の受取り時点において課税対象とされるが、そのほとんどが分離課税の対象であり、確定申告は不要とされている。そのため、そもそも所得税の申告データにも含まれておらず、その受取額について個人の分布を把握することはできない[16]。第三は、財産所得の支払い額である。SNA の家計の第一次所得バランスの計算にあたっては、家計の利子の支払い額が控除されるが、本論文の分析においては、利子を控除する処理を行っていない。

一方で、SNA の第一次所得バランスの構成要素には含まれないが、申告所得に含まれるものとして、「雑所得」に含まれる年金給付の受取額や、「譲渡所得」として申告されるキャピタルゲインが挙げられる。前者の年金給付の多くは公的年金の給付の受取りだが、公的年

15) 宇南山・佐野・勇上・稲葉（2025）においては、SNA の所得支出勘定で把握されるデータと、所得税の申告データとの対応関係について、それぞれのデータの内訳項目に含まれる所得の範囲を確認した上で、比較が行われている。

16) 一部に、確定申告の対象となっている退職所得があるが、本論文の分析対象からは除外することとしている。

金給付の大部分は源泉徴収の対象となっており、申告対象となっている公的年金雑所得の金額（2023 年において 2.4 兆円）が、全体の公的年金の支給総額（2023 年において 54.6 兆円）の一部にとどまり、上位所得階層における公的年金の受取額が僅少であることから、本分析において、公的年金の給付を含めて、雑所得はそのまま分析対象に含めている。後者の譲渡所得については、除いた場合をベンチマークとし、それを加えた場合の分析も行うこととする。

これらを踏まえ、本論文での分析対象となっている所得の性質は、「個人が生産活動に従事または投資することによって稼得される所得（のうち所得税データから把握できる部分）」と整理される。なお、分析対象外となっている所得のうち、雇主の社会負担は、概ね賃金の分布に連動すると考えられるが、利子・配当をはじめとする金融資産から得られる所得は金融資産の分布、持ち家の帰属家賃は実物資産の分布によって決まることとなる。したがって、以下の分析においては、金融資産や実物資産の分布が利子・配当や帰属家賃の分布を通じて上位所得階層の所得シェアに与える影響が考慮されていないことに留意が必要である。

## III. 分析に用いる所得分布の作成方法

### （1） 分析に用いる所得分布の作成方法

これまで述べてきたように、上位所得シェアを推定するための分布の作成にあたっては、申告所得税標本調査から得られる集計データを用いて、5 つの所得者区分それぞれについて、還付申告者を考慮して経済的所得概念への調整を行った合計所得の分布を作成し、これを公務員の給与収入分布を補正した民間給与実態統計調査の給与収入の分布と、重複分を除外した上で加えるという手続きを経ることとしている。

その手続きをより詳細に述べると、第一に、申告所得税データの各所得者区分について作成された調整後の合計所得の分布表を全て足し合わせることによって、申告所得税データ全体についての「合計所得」の分布を作成する。第二に、公務員分を補正した民間給与実態統計調査の「給与収入」の分布表を作成し、確定申告を行っていない者も含めた給与収入についての分布を作成する。しかし、この中には、確定申告を行う者も含まれていることから、それらを単純に足し合わせた場合には、それらの者について二重に計上することとなる。そこで、申告所得税データから作成される給与収入のある者の給与収入の分布表を用いて、給与収入者の分布から確定申告を行っている者を除外する処理を行う。その上で、申告所得税データの合計所得の分布と足し合わせることによって、一つの所得分布表を作成する。

この一連のプロセスにおいて、異なる者を対象として作成された二つの所得分布表を足し合わせて一つの分布表を作成する処理や、重複する者を対象として作成された二つの所得分布表について重複分を差し引く処理を行う際には、後述する方法によって、分布の補間を行うこととしている。

なお、本分析では、各年の成人人口を対象として、そのうち一定の割合の上位所得層の所

得割合を求めることとするが、図 2 パネル C の示すように、申告所得税および補正した民間給与実態統計調査の対象となっている人数は、成人人口の 6 割強である。その他の者については、その所得が無視できるほど小さいと仮定し、所得分布表のうち最も下位のブラケットに編入することとしている。

（2）分布の補間の方法

異なる者（グループ）を対象として作成された別々の所得分布表について、それらを統合した一つの所得分布表を作成しようとする場合や、同一の者（重複者）を含む別々の所得分布表について、重複者を除去して一つの所得分布表を作成しようとする場合、それらの分布表が、所得階級について同一のブラケット区分（各ブラケットの閾値）を有していれば、それぞれのブラケットごとに、人数と金額を足し合わる処理や差し引く処理を容易に行うことができる。しかし、別々の所得分布表が、異なるブラケット区分を有している場合には、それぞれのブラケット内における分布を補間する必要がある[17]。

ある所得分布表$T_0$の隣り合う二つのブラケットの下限閾値$b_i$，$b_{i+1}$の中間に、他の分布表$T_1$のブラケットの下限閾値$x$が位置する場合に、それらの分布表を足し合わせるためには、$b_i$から$x$までと、$x$から$b_{i+1}$までの金額の二区間に対して、分布表$T_0$の所得および人数について何らかの評価値を与え、それぞれを別の分布表$T_1$の閾値$x$の直下のブラケットと、$x$の一つ上に位置するブラケットに編入しなければならない。そのためには、二つの閾値$b_i$，$b_{i+1}$の間の分布形に一定の仮定を置いて内挿する必要がある。

所得シェアの計算に当たっても、閾値の間の分布形について一定の仮定を置いて内挿する必要がある。例えば上位 1%や 10%等の分位点は、所得分布表の閾値とは一致しないことが通常であるため、この分位点から最も近い 2 つのブラケットの閾値から、所得シェアを計算したい分位点までの区間について、分布形の仮定を置いて内挿する必要がある。分位点が所得分布表の最も高いブラケットを超過する場合には、最上位のブラケットの情報を用いて外挿を行うこととなる。

一般に、中位までの所得分布は対数正規分布によって概ね良好に近似されるが、上位 1%以上の所得者については確率密度関数の減衰が対数正規分布のそれよりも緩やかなパレート分布による近似の当てはまりが良いと考えられる。本分析では、Moriguchi and Saez（2008）で用いられている方法にならって、二つの異なる分布補間の方法を使い分けることとする。具体的には、上位の所得階層については、パレート分布に従うと仮定し、分位点の近傍のブラケットからパレート分布の母数を推定して補間を行う。一方、下位の所得階層については、ブラケットの平均所得を境として二つの一様分布に従うことを仮定する Cowell and Mehta

17) 申告所得税データについては、５つの所得者区分の各グループについて、合計所得について同一の閾値の所得階級ごとのデータが提供されているが、合計所得を経済的所得概念に調整する過程で、所得者区分ごとに、ブラケットの閾値の調整の仕方が異なるため、必然的に閾値が異なる分布が生成される。また、申告所得税データと、民間給与実態統計調査とでは、そもそも公表されている分布表の階級設定が異なっている。

（1982）の方法で内挿を行う。

ここで、二つの方法を使い分けるために、パレート分布による近似を行う所得水準の最低値を事前に決定しなければならない。本分析では、成人人口全体の上位所得シェアの計算の際には、上側 1%点までの区間についてパレート分布による近似を適用する。一方で、所得分布表同士の足し引きの処理を行う際には、用いられるそれぞれの分布表が、必ずしも成人人口のすべてを包含するものではなく、その分布表における上位 1%の所得水準はまちまちであり、それぞれの分布の上位 1%がパレート分布に従うかは定かではない[18]。よって、分布の加算・減算を行う場合には、所得 2,000 万円を閾値として、それよりも上位の所得についてはパレート分布による近似を行い、それよりも下位の所得については一様分布による近似を適用する。なお、頑健性の検証として、2,000 万円とは異なる値を分布の加算の際の所得の閾値に用いて補間を行った場合と、所得金額の代わりにそれぞれの分布の上側 0.1%、1%分位点を超える部分にパレート分布を適用して補間を行った場合について、同様の分析を行い、推定値の水準と時系列的挙動が、2,000 万円を閾値とすることで得られるものとほぼ変わらないことを確認している。

## Ⅳ. 譲渡所得を含めない所得についての推計結果

表 1 は、譲渡所得（キャピタルゲイン・ロス）を含まない所得について、上位 0.01%から上位 20%までそれぞれの上位所得パーセンタイルにあたる所得金額（閾値）を示している。所得金額は 2020 年を基準とする消費者物価指数によって実質化されている。列(1)では、データ期間の 2008 年から 2023 年を通した全年平均を示しており、上位 10%で 680 万円、上位 1%で 1,400 万円、上位 0.1%で 3,600 万円、上位 0.01%で 1 億円弱となっている。上位 1%と上位 0.1%の所得閾値の比は 2.63、上位 0.1%と上位 0.01%の所得閾値の比は 2.77 であり、上位層の所得については、概ね冪乗則に従った分布になっていることが見てとれる。

18) 例えば、雑所得者に区分された人々の給与所得分布の上位 1%の閾値は、全サンプルでの上位 1%の閾値よりも低く、当該集団の上位 1%の所得分布の振る舞いにパレート分布を仮定することは適切であるとは判断できない。

表 1　所得パーセンタイルの閾値の所得金額

| | 所得閾値（2020年 日本円） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均 | | | | 変化率 | | | |
| | 全期間 | 2008~2012 | 2013~2017 | 2018~2023 | 全年 | 2008~2012 | 2013~2017 | 2018~2023 |
| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) |
| **Top 0.01%** | 101,318,411 | 95,979,881 | 99,249,667 | 107,491,140 | 0.94% | -0.23% | 0.92% | 1.73% |
| **Top 0.1%** | 36,608,091 | 35,770,811 | 36,172,279 | 37,669,001 | 0.29% | -0.54% | 0.51% | 0.66% |
| **Top 0.5%** | 18,421,810 | 18,108,280 | 18,274,180 | 18,806,110 | 0.08% | -0.67% | 0.72% | 0.06% |
| **Top 1%** | 13,936,526 | 13,562,806 | 13,872,154 | 14,301,601 | 0.14% | -1.27% | 1.37% | 0.07% |
| **Top 5%** | 8,730,736 | 8,639,350 | 8,675,109 | 8,853,246 | -0.18% | -1.02% | 0.51% | -0.20% |
| **Top 10%** | 6,821,496 | 6,714,794 | 6,756,835 | 6,964,298 | -0.04% | -0.68% | 0.36% | 0.05% |
| **Top 20%** | 4,774,601 | 4,660,111 | 4,674,070 | 4,953,786 | 0.18% | -0.78% | 0.59% | 0.48% |

（出所）筆者推計。

列(2)から列(4)は、データ期間をおよそ 3 等分して、それぞれの期間の平均を示している。上位 0.01%に当たる所得者の閾値は、2008 年～2012 年の 9,600 万円から、2013 年～2017 年には 9,900 万円に、2018～2023 年は 1 億円を超えるまで上昇している。2018 年以降の閾値の顕著な上昇は、それよりも下位の所得パーセンタイルにおいても確認される。それぞれの期間中の平均値をみると、上位 1%の閾値は 1,360 万円から 1,390 万円、1,430 万円へと上昇し、上位 10%の閾値は 671 万円から 676 万円、696 万円へと上昇している。

列(5)から列(8)は、期間別に、所得パーセンタイル毎の閾値の変化率の平均値を示している。全期間の平均変化率を示す列(5)を見ると、トップ 0.01%からトップ 5%までは上位所得パーセンタイルほど閾値の所得金額の平均変化率が大きい傾向が見られるが、トップ 10%以下に至るとこの傾向は見られなくなる。また、ほとんどの所得層で、2008 年から 2012 年の期間においては、閾値の所得金額が負の方向に変化していたが、2013 年から 2017 年の期間においては、正の変化率に戻り、2018 年以降の期間では変化率が小さくなっている。ただし、トップ 0.01%と 0.1%では、2018 年以降の平均変化率が、他の二期間よりも高くなっている。

図 3　上位所得シェア（%）

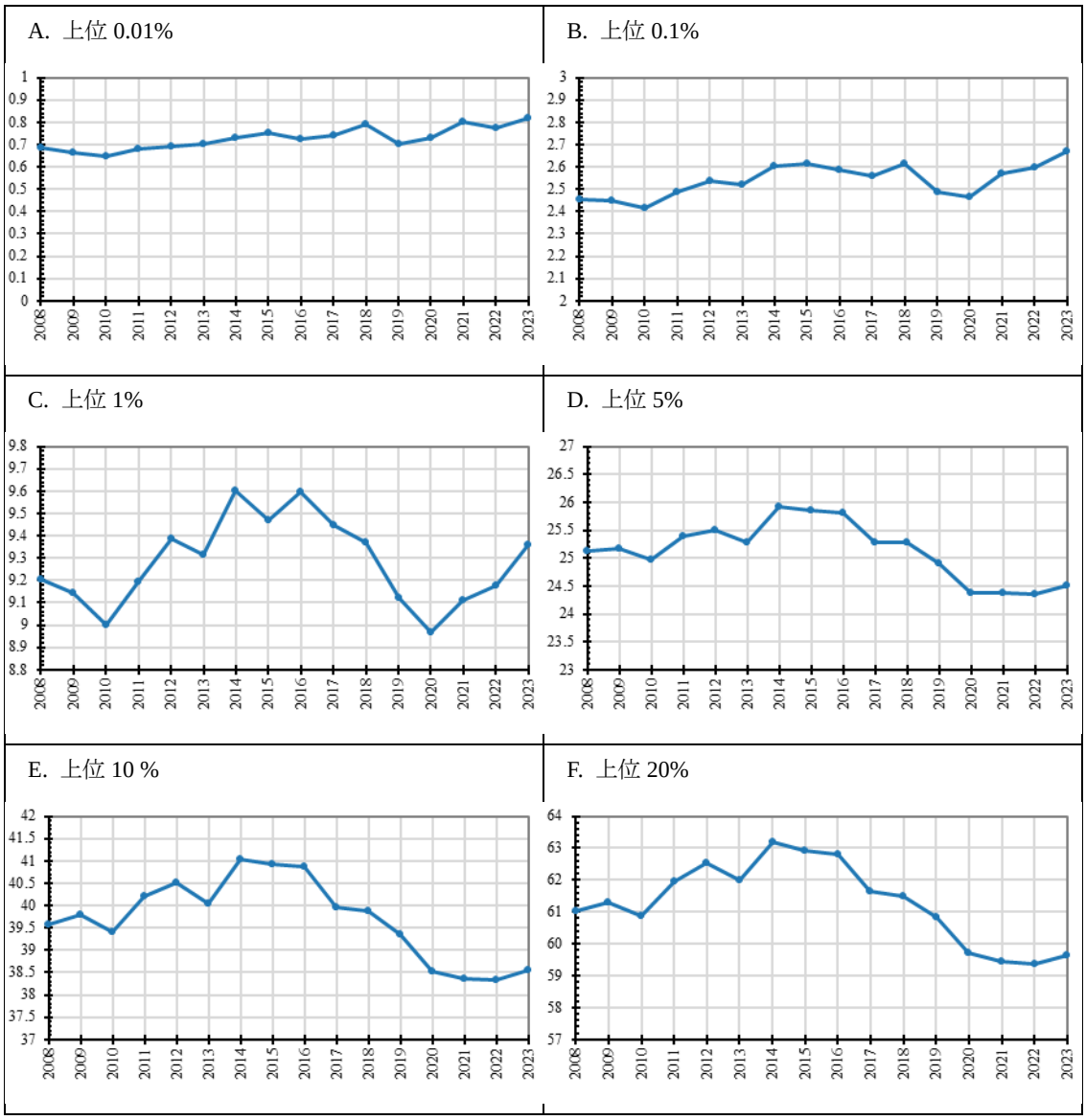


（出所）筆者推計。

図3は、キャピタルゲインを含めない所得について、それぞれの上位所得シェアを推定した結果である。時系列の変化の特徴としては、大きなマクロ経済ショックがあった時期には、上位所得シェアの低下が観察される。図3のパネルA～Cをみると、上位0.01%から1%までの所得シェアは2008年の世界金融危機の発生から東日本大震災直前の2010年までの間に低下傾向を示し、それ以降はやや上昇している。また、2020年のCOVID-19によるマクロ経済ショックが生じた時期においても、所得上位の所得シェアの大きな低下が観察される。一方、パネルD~Fに示される上位5%、10%、20%の所得シェアは、2014年前後まで上昇傾向が見られるが、2015年以降は低下傾向に転じ、それが2020年まで続いている。2020年以降の3年間は、上位1%よりも高い所得階層の所得シェアについては上昇傾向が見られるのに対して、

上位5%、10%、20%の所得階層の所得シェアはほぼ一定である。

パネルAをみると、上位0.01%の所得シェアは、2008年から2023年の間で0.65～0.8%の数値をとり、2012年以降、徐々に増加する傾向が見られる。上位0.1%についても同様で、分析期間中、2.45～2.65%の数値をとっており、2012年以降、徐々に増加する傾向が見られる。分析対象としている所得の多くは給与所得であることから、上位0.1%（10万人程度）については、それよりも低い階層と比較して、給与所得の伸びが高い傾向にあったと考えられる。

一方、パネルCをみると、上位1%の所得シェアは9.0～9.6%の範囲で推移しているが、上位0.01%と0.1%とは異なりトレンドは明確ではない。さらにパネルDをみると、上位5%の所得シェアは24.5～26%の範囲で推移しているが、2014年まで上昇し、2014年以降に低下する逆U字型の動きを示している。この逆U字型のトレンドは、上位10%と20%の所得シェアについても観察される。分析対象所得の多くは給与であり、事業所得や不動産所得の申告者数や平均所得に大きな変化がみらないことから、このような動きの背景には、2014年以降の女性や高齢者の労働参加率の上昇によってそれまでは非労働力人口に該当し給与収入がゼロであった者がプラスの給与収入を得るという変化などがあったと考えられる。

## V．譲渡所得を含めた所得についての推計結果

本節では、譲渡所得（キャピタルゲイン・ロス）を含んだ所得についての推計結果を示す。なお、上位所得シェアを計算する際に、分母の所得に（申告対象となる）譲渡所得が含まれることから、前節の分析で用いられる分母の所得とは異なっている。

表 2　所得パーセンタイルの閾値の所得金額（譲渡所得を含む）

| | 所得閾値（2020年 日本円） | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均 | | | | 変化率 | | | | 表1との比較 |
| | 全年 | 2008~2012 | 2013~2017 | 2018~2023 | 全年 | 2008~2012 | 2013~2017 | 2018~2023 | 全年 |
| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) |
| **Top 0.01%** | 149,694,395 | 120,992,381 | 149,274,724 | 173,962,466 | 3.06% | -0.66% | 5.99% | 3.11% | **+47.75%** |
| **Top 0.1%** | 43,235,826 | 39,809,626 | 43,169,524 | 46,146,245 | 1.15% | -0.34% | 2.15% | 1.31% | **+18.10%** |
| **Top 0.5%** | 19,642,645 | 18,673,497 | 19,664,914 | 20,431,712 | 0.55% | -0.09% | 1.23% | 0.41% | **+6.63%** |
| **Top 1%** | 14,598,330 | 14,226,590 | 14,557,372 | 14,942,246 | 0.02% | -1.85% | 1.75% | -0.17% | **+4.75%** |
| **Top 5%** | 8,816,419 | 8,677,015 | 8,769,417 | 8,971,757 | -0.05% | -0.69% | 0.49% | -0.08% | **+0.98%** |
| **Top 10%** | 6,862,056 | 6,737,437 | 6,798,311 | 7,019,027 | 0.01% | -0.68% | 0.43% | 0.10% | **+0.59%** |
| **Top 20%** | 4,796,333 | 4,679,661 | 4,692,676 | 4,979,942 | 0.20% | -0.77% | 0.53% | 0.57% | **+0.46%** |

（出所）筆者推計。

表2は、キャピタルゲインを含む所得分布表から得られた上位所得者の所得閾値の推移である。前表の表1と同様、列(1)にはデータ期間の全体の平均を、列(2)から列(4)までは、各部分期間の平均値を、列(5)から(8)には、閾値の成長率の平均を示しており、さらに列(9)には表1の列(1)に掲載したキャピタルゲインを含まない場合の所得閾値に対して、キャピタルゲインを含む場合に閾値の所得（全年平均の値）がどの程度上昇するかを示している。

まず、キャピタルゲインを含むことによる所得分布の違いは、上位0.01%や0.1%の分位点

に位置する最も上位の所得者に顕著に現れる。キャピタルゲインを含めることで、閾値の所得金額は全ての所得パーセンタイルで上昇しており、例えば上位0.01%の閾値は1億円が1.5億円、上位0.1%の閾値は3,660万円が4,324万円、上位1%では1,394万円が1,460万円となっている。これは、キャピタルゲインを含むことによって、所得の高い階層における人数と所得が増加し、同じ分位点であっても、分位点に当たる者の所得が高くなるためである。

しかしながら、閾値の所得金額の上昇は、各パーセンタイルで一様ではなく、上位0.01%、0.1%、1%においては、キャピタルゲインを含むことで、それぞれ48%、18%、5%の閾値の上昇が見られるのに対して、上位10%と20%の閾値はそれぞれ0.6%、0.5%しか変化していない。

上位パーセンタイルにおける閾値の所得金額の変化率が近年上昇している傾向は、キャピタルゲインを含む所得についても同様に確認されるが、上位0.01%と上位0.1%においては、2020年以降、COVID-19による負の影響によって、上昇率の鈍化が見られる。上位0.01%、上位0.1%の所得者について、2013年から2017年の期間において平均5.99%、2.15%の変化率であったが、2018年以降の期間においては、それぞれ、平均3.11%、1.31%の変化率となっている。

図 4　上位所得シェア〔譲渡所得あり／なし〕（%）

A. 上位 0.01%

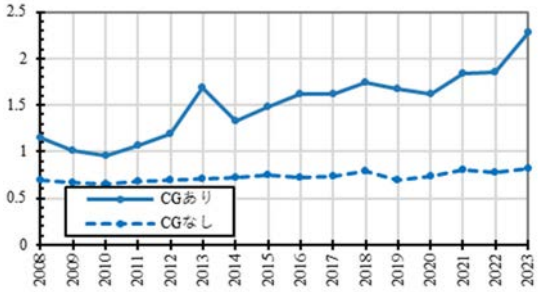


B. 上位 0.1%

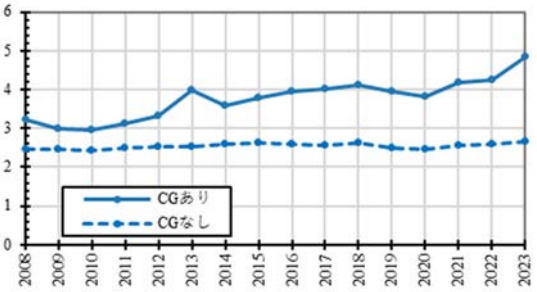


C. 上位 1%

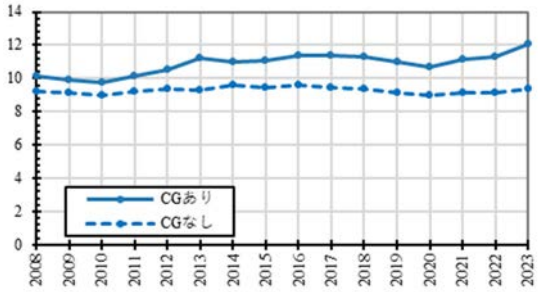


D. 上位 5%

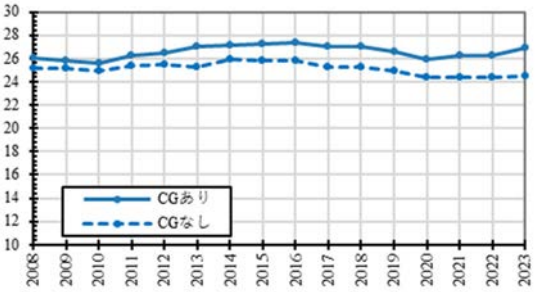


E. 上位 10 %

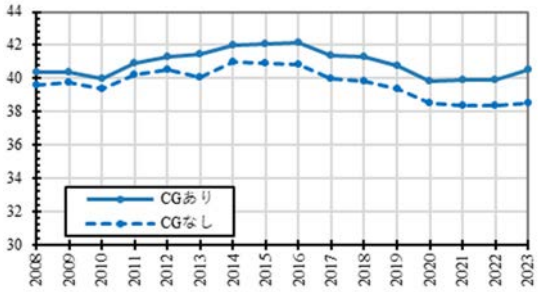


F. 上位 20%

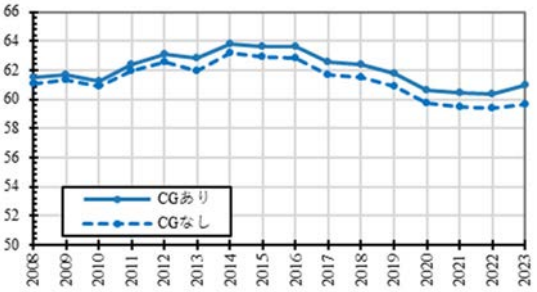


（出所）筆者推計。

図4はキャピタルゲインを含む所得についての上位所得シェアの推計結果である。比較のために、図3のキャピタルゲインを含まない推計もあわせて示している。いずれの上位所得階層においても、キャピタルゲインを含めることによって上位所得シェアが大幅に大きな値となっている。また、2008～2023年の間に、パネルAの上位0.01%では1.0%から2.3%への増加（2.3倍）、パネルBの上位0.1%では3.0%から4.8%への増加（1.6倍）、パネルCの上位1%では9.8%から12% への増加（1.2倍）といった大きな変化が観察される。このように、キャピタルゲインを含む所得では、上位1%まで所得シェアの増加傾向が明瞭に認められ、その程度はキャピタルゲインを含めない場合よりもはるかに大きい。時系列で見ると、2013年と、COVID-19のショック後の2021年以降において大きく所得シェアが上昇しており、株価が低

下局面から上昇局面に転じる際に、多額のキャピタルゲインが実現し、所得シェアに大きな影響を与えてきたことを見て取れる。これとは対照的に、上位5%、10%、20%の所得階層においてはキャピタルゲインを含めた所得においても所得シェアは逆U字型のトレンドを示し、キャピタルゲインを含めたとしても所得シェアが大きく変化するわけではない。

本論文の分析対象期間においては、世界金融危機によって資産価格が大幅に低下した後、金融緩和局面が続く中で、株価や地価、不動産価格などが上昇する傾向が見られてきた。その結果、近年、図5で示される通り、申告される譲渡所得の金額も増加する傾向にある。とりわけ、2010年代に入ってからは、株式等の譲渡所得として申告される金額が顕著に増加している。

図 5　申告された譲渡所得の推移（兆円）

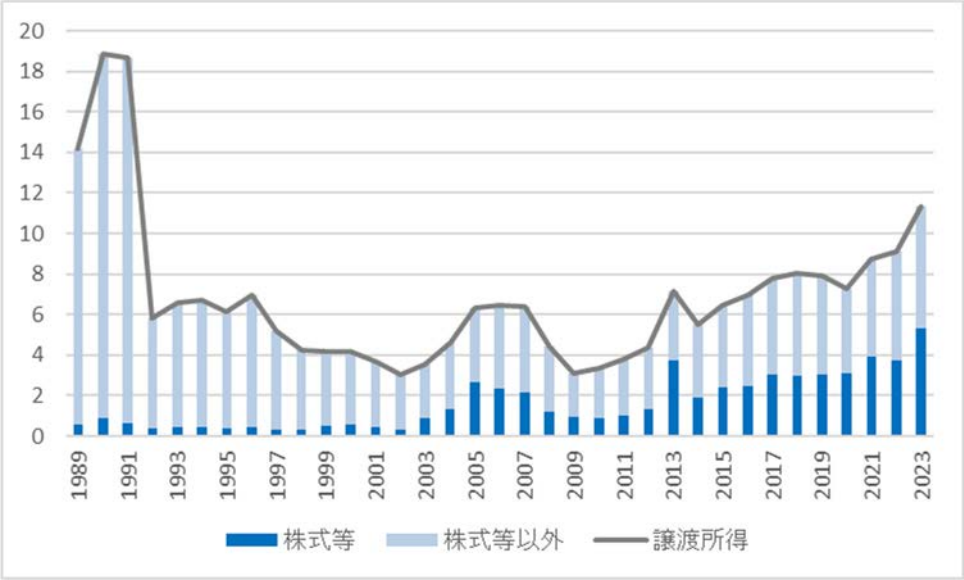


（注）図中、「株式等」は、株式、新株予約権、投資信託受益権、公社債など分離課税の対象となる金融資産にかかる譲渡所得、「株式等以外」は、土地、建物など分離課税の対象となる資産及びその他総合課税の対象となる資産にかかる譲渡所得の大きさを示す。

（出所）国税庁「統計年報」より筆者作成。

最後に、Moriguchi and Saez（2008）の推計と本論文の推計を比較する。図6は上位0.01%、0.1%、1%所得シェアについて、両推計を示したものである（青い線がMoriguchi and Saez（2008）による推計、赤い線が本論文の推計）。これによると、両者の推計が重なっている2008年から2012年において、非常に似た動きになっていることがわかる。また、戦後半世紀の長期的な観点からみると、上位1%所得シェアの2008～2023年における変動幅は、比較的緩やかであることがわかる。しかし、上位0.01%所得シェアについてはキャピタルゲインを含めない場合には近年の変動幅は小さいが、キャピタルゲインを含めた所得シェアについてはバブ

ル期に迫る水準に上昇していることがわかる。ただし、前述のように、バブル期において申告されていたキャピタルゲインは、主に土地・建物等の譲渡に伴うものであった一方、近年、申告されているキャピタルゲインは、株式等の売却によるものが多いという点に違いがみられる。なお、Moriguchi and Saez（2008）においては、上位所得シェアを計算する際に、分母の所得として、その時点で利用可能なSNAのデータから、家計による賃金・俸給、利子（支払い額を控除した純額）、配当、賃貸料、混合所得の受取りを合計した金額が用いられる一方、第2節で詳述した通り、本論文においては分析対象として、申告所得税標本調査と民間給与実態統計調査の両統計から重複分を除いて把握される所得の合計額を用いており、それらの水準はMoriguchi and Saez（2008）で用いられた分母と完全に一致するわけではない[19]。また、これまで述べてきたように、分子の上位所得の計算方法についても、新たに利用可能となったデータを用いて精緻化している。そのため、両者の上位所得シェアの水準については、単純に比較することが可能ではないことに留意が必要である[20]。

図6　上位所得シェア、1947~2023年（%）

A.上位0.01%

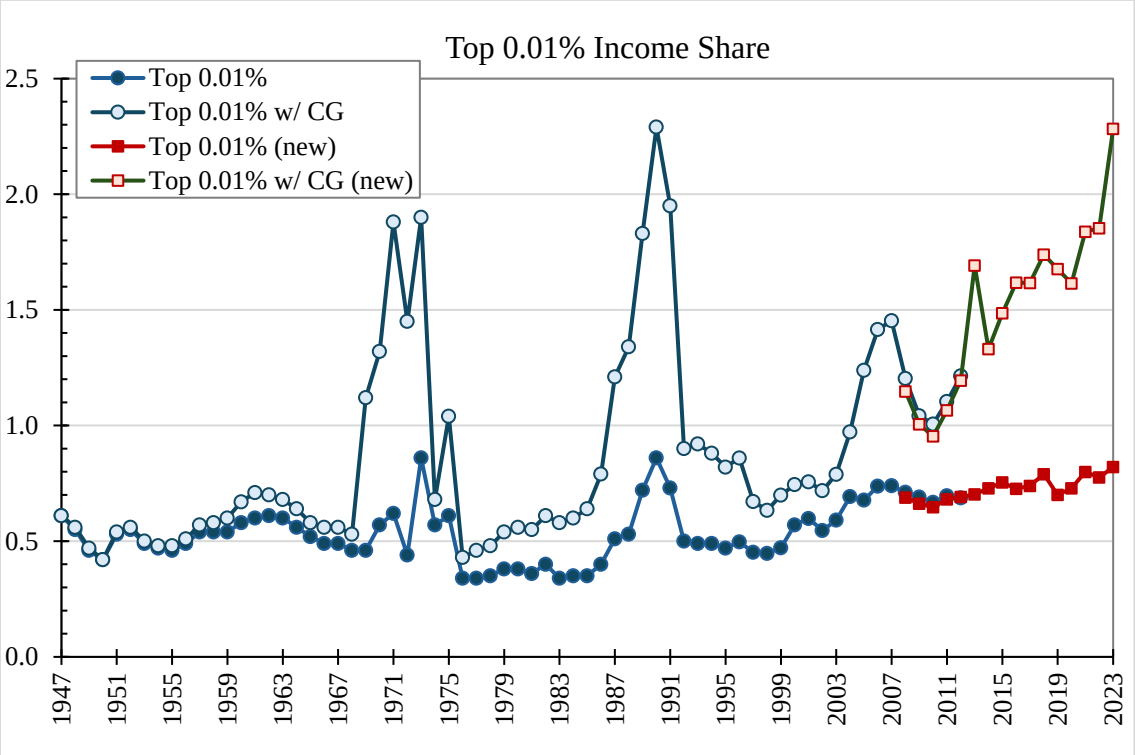


[19] Moriguchi and Saez（2008）において用いられている分母の所得は、2005 年時点において 258.3 兆円（2002 年価格）とされている一方、本論文の分析において、2008 年時点の分母の所得は、譲渡所得を含まないケースで 270.2 兆円、譲渡所得を含むケースで 275.0 兆円（2020 年価格）である。

[20] 分析に用いる所得分布の作成方法について、Moriguchi and Saez（2008）で用いられた方法に加えて、本論文において新たに行っている内容を（補論 2）で整理している。

B.上位0.1%

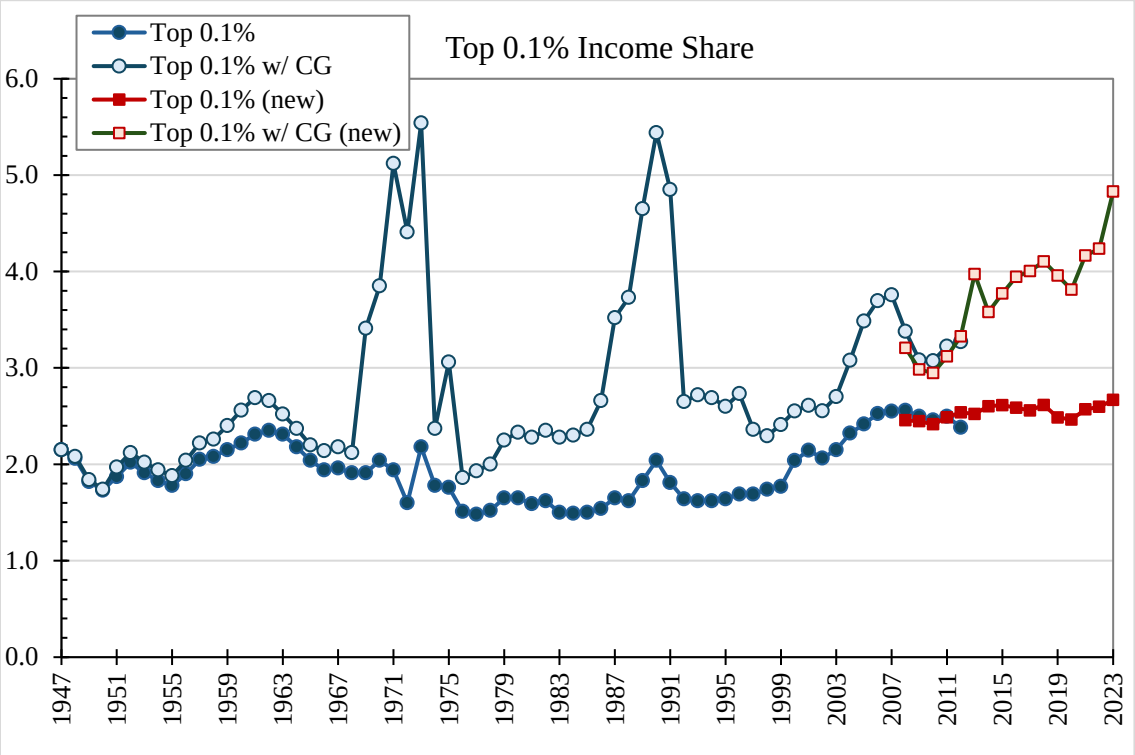


C.上位1%

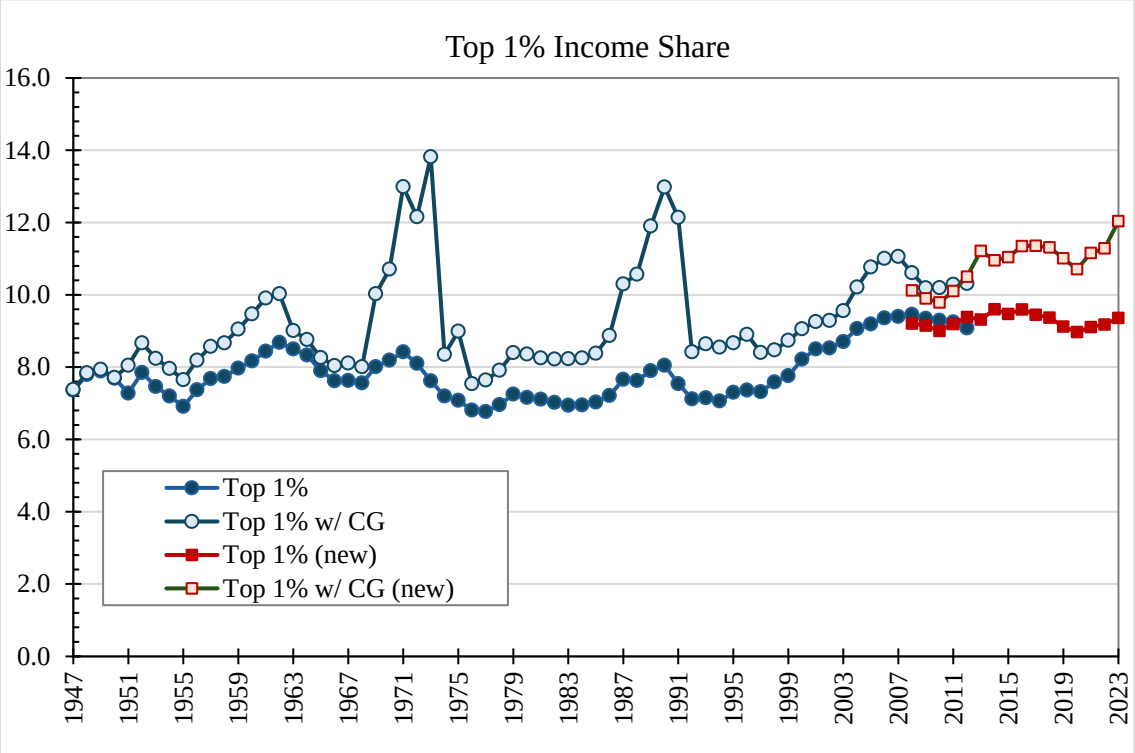


（出所）Moriguchi and Saez（2008）及び筆者推計による。

## VI. 給与所得についての分析結果

本節では、分析対象となっている所得についての上位所得シェアの変動要因を理解するために、賃金のみを取り出した場合に、その分布がどのように変化してきたかを検証する。そのために、第 2 節で説明した、公務員分を補正した民間給与実態統計調査から得られる給与収入の分布と、申告所得税標本調査から作られた給与収入の分布を、重複分を除いて結合して得られる給与所得の分布を分析する[21]。

前述の通り、給与所得の分布を作成する際には、閾値よりも下の所得については民間給与実態統計調査を用い、閾値よりも上の所得については申告所得税標本調査から得られる分布を用いる。各年について得られる給与所得の分布は、各年の雇用者数と SNA の賃金・俸給をほぼすべてカバーするものとなることが確認される。表 3 は各パーセンタイルに対する、給与所得の閾値の平均値と、閾値の変化率の平均を掲載している。列(1)にある通り、全年平均の閾値は上位 10%では 822 万円、上位 1%と 0.1%で 1,572 万円と 3,869 万円、そして 0.01%で 1 億円を超えている。表 1 の列(1)に示した給与以外の所得を含めた分布よりも、上位パーセンタイルの閾値がやや高いが、これは分析対象である母集団が、成人人口全体ではなく、そのうち給与を得る者に限定されていることによる。

列(5)から列(8)までに示された給与所得の閾値の変化率をみると、引き続き上位層ほど閾値の変化率が大きいこと、2008 年から 2012 年の期間においては閾値がマイナスに変化した後、2013 年から 2017 年の期間において閾値の変化率がプラスに変化し、その後の 2018 年以降の期間において伸び悩みが見られることなどは、表 1 で観察されたことと共通している。

表 3　所得パーセンタイルの閾値の給与所得金額

| | 所得閾値（2020年 日本円） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均 | | | | 変化率 | | | |
| | 全年 | 2008~2012 | 2013~2017 | 2018~2023 | 全年 | 2008~2012 | 2013~2017 | 2018~2023 |
| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (7) | (8) |
| **Top 0.01%** | 102,864,362 | 95,563,242 | 102,293,259 | 109,424,550 | 1.01% | -0.15% | 1.48% | 1.40% |
| **Top 0.1%** | 38,693,481 | 37,579,534 | 38,619,065 | 39,683,784 | 0.35% | -0.07% | 0.50% | 0.51% |
| **Top 0.5%** | 20,041,246 | 19,517,158 | 19,959,306 | 20,546,270 | 0.24% | -0.27% | 0.59% | 0.28% |
| **Top 1%** | 15,722,003 | 15,431,991 | 15,314,497 | 16,303,267 | -0.17% | -1.48% | 0.30% | 0.32% |
| **Top 5%** | 10,002,581 | 9,967,556 | 9,958,533 | 10,068,475 | -0.28% | -0.72% | 0.16% | -0.35% |
| **Top 10%** | 8,221,802 | 8,203,772 | 8,219,899 | 8,238,414 | -0.25% | -0.39% | 0.01% | -0.37% |
| **Top 20%** | 6,321,860 | 6,299,296 | 6,303,487 | 6,355,974 | -0.21% | -0.40% | 0.00% | -0.25% |

（出所）筆者推計。

[21] 本節の分析の実施に当たっては、申告所得税データにおける税務上の「給与所得」に、給与所得控除を加えて経済的所得概念への調整を行った「給与収入」の分布と、民間給与実態統計調査から得られる「給与」（給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額）の分布とを統合しているが、本節では、それによって得られる分布を「給与所得の分布」と表記する。

図 7 は、上位給与所得シェアを示している。パネル A から C に示された給与所得の上位 0.01%から 1%までのパーセンタイルでは、上位 0.01%が 0.39%から 0.5%へ、上位 1%では 6%から 6.5%へ、それぞれ 2023 年にかけて増加する傾向にある。時系列の傾向を見ると、合計所得の分布（図 2 のパネル A, B）の上位所得者の傾向と同様であり、金融危機後に減少が見られた後、2010 年に底を打ち、その後は 2015 年まで回復トレンドが見られる。その後は横ばいが続き、2019 年から翌年の COVID-19 の期間に減少が見られるが、上昇傾向に戻り足下に至っている。前節まで議論してきた分析対象所得（譲渡所得を除く）が、上位 0.01%から 1%までについて所得シェアが近年緩やかに上昇してきた理由は、分析対象所得の 8 割程度を占める給与について、上位の給与所得階層のシェアが緩やかではあるが拡大してきたことによるものであることが確認できる。

一方で、パネル D の上位 5%のシェアをみると、COVID-19 後の回復傾向が見られなくなり、さらにパネル E, F の上位 10%と 20%については、2016 年以降、シェアの減少トレンドが明確に見られるようになる。金額の閾値をみると、合計所得の上位 1%から上位 5%（1,400 万円から 870 万円）は、給与所得の上位 5%（1,000 万円）と同じ所得であることから、所得シェアの上昇トレンドが逆 U 字型のトレンドに切り替わる所得階層は、合計所得と給与とで概ね合致していることがわかる。

図 7　上位給与所得シェア（%）

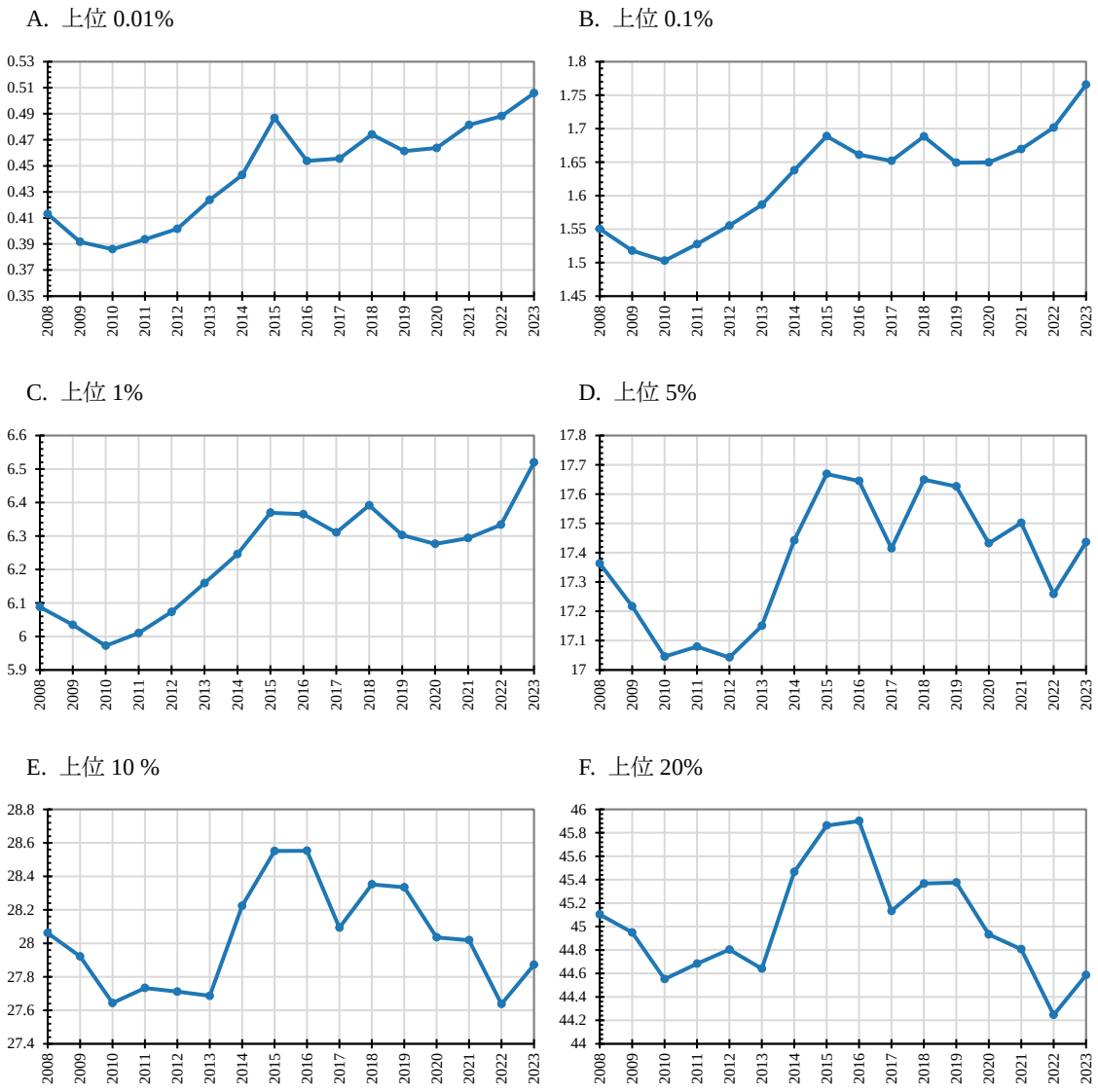


（出所）筆者推計。

## Ⅶ. 主な結論と今後の課題

推計結果からは、キャピタルゲインを含まないケースにおいて、上位0.1%、0.01%の所得シェアが拡大傾向にあり、それより下位の所得階層よりも所得の伸びが高かったことが推察されるが、その拡大の速度は緩やかである。また、上位1%、10%の所得シェアについては、概ね横ばい、ないしは低下する傾向がみられており、女性や高齢者の労働参加率が上昇する傾向にある中で、それまで非労働力人口に該当し給与収入がゼロであった者が、プラスの給与収入を稼得する動きが生じてきたことによって、高額所得階層の所得シェアの上昇を一定程度相殺する動きが生じたものと考えられる。また、キャピタルゲインを含む所得に

ついては、上位0.01%の所得シェアが近年キャピタルゲインの増加によって顕著に上昇していることが確認される。

ただし、本論文において分析対象としている所得は、所得税の課税対象として確定申告に記載される所得および給与所得に限られており、特に利子所得と配当所得の大部分が含まれない点には留意を要する。近年、家計による配当の受取額が徐々に増加する傾向にあり、配当所得の分布に関するより質の高い情報を得ることが、家計の第一次所得バランスの分布の動向を正確に把握する上で重要である。

また、World Inequality Labによる所得分布の国際比較プロジェクト（DINA）においては、家計の第一次所得バランス以外の国民純所得（NNI）について、一定の考え方に沿って分布を作成する取組が行われている。その際には、前述の配当所得に関する分布をはじめ、資本所得の分布をどのように考えるかが大きな課題となる。また、生産活動に関わることによって個人が稼得した所得の第一次配分だけではなく、税や社会保障による再分配の結果である可処分所得の分布を示すことも推奨されている。2008年よりも前の税務データを用いることには、データの内容の面で制約が大きいが、DINAで示されている手法を踏まえつつ、国民経済計算において計算される所得との整合性を確認しながら、今回の分析対象期間と分析対象所得の範囲を超えて、分析を広げていくことが、今後の大きな課題である。

## 参考文献


宇南山卓・佐野晋平・勇上和史・稲葉和洋 (2025).「所得データとしての確定申告データ」, フィナンシャル・レビュー, No160, pp150-181.

國枝繁樹・米田泰隆 (2023).「日本の所得税制に関する税務データに基づく分析の意義」, *NTC Joint Research Discussion Paper Series*, 230100-01ST.

楡井誠 (2023). マクロ経済動学, 有斐閣.

Alvaredo, Facundo, Chiaki Moriguchi, and Emmanuel Saez (2012). “Japan Estimates of Top Income Shares: Update up to 2010,” Technical Notes 201207, World Inequality Lab.

Cowell, Frank A, Fatemeh Mehta (1982). “The Estimation and Interpolation of Inequality Measures”, *The Review of Economic Studies*, 49(2): 273–290

Kitao, Sagiri, Tomoaki Yamada (2025). “Earnings, Income, and Wealth Inequality in Japan: A Long-term Perspective, 1984-2019,” Japanese Economic Review, 76: 231-283.

Kunieda, Shigeki, (2025). “A Tax-data Based Analysis of Japanese High-Income Earners,” *NTC Joint Research Discussion Paper Series*, 250100-01ST.

Lise, Jeremy, Nao Sudo, Michio Suzuki, Ken Yamada, Tomoaki Yamada (2014). “Wage, income and consumption inequality in Japan, 1981–2008: From boom to lost decades,” *Review of Economic Dynamics*, 17(4): 582-612.

Mikayama, Masahiro, Tomotsugu Imahori, Taro Ohno, Yasutaka Yoneta, Junji Ueda (2023). “Top Income Shares in Japan from the Survey and Tax Data in 2014 and 2019: Following the Distributional National Accounts Guidelines,” *PRI Discussion Paper Series* No.23A-04.

Moriguchi, Chiaki, and Emmanuel Saez (2008). “The Evolution of Income Concentration in Japan, 1886-2005: Evidence from Income Tax Statistics,” *Review of Economics and Statistics*, 90(4): 713-734.

Moriguchi, Chiaki and Emmanuel Saez (2010). “The Evolution of Income Concentration in Japan 1886-2005,” in Atkinson and Piketty (edits) *Top Incomes: A Global Perspective*, Oxford University Press, Chapter 3, pp. 76-170.

（補論 1）ブラケットの統合処理

2023 年の「不動産所得者」の所得分布表について、合計所得を経済的所得概念に修正する処理を行うことに伴ってブラケットの統合を行っている例を示す。この例において、第 1 ブラケットについて、補正後の合計所得が補正前と比較して上昇しているのは、合計所得に含まれる給与所得について、給与所得控除を加える処理を行ったことが主たる要因となっている。

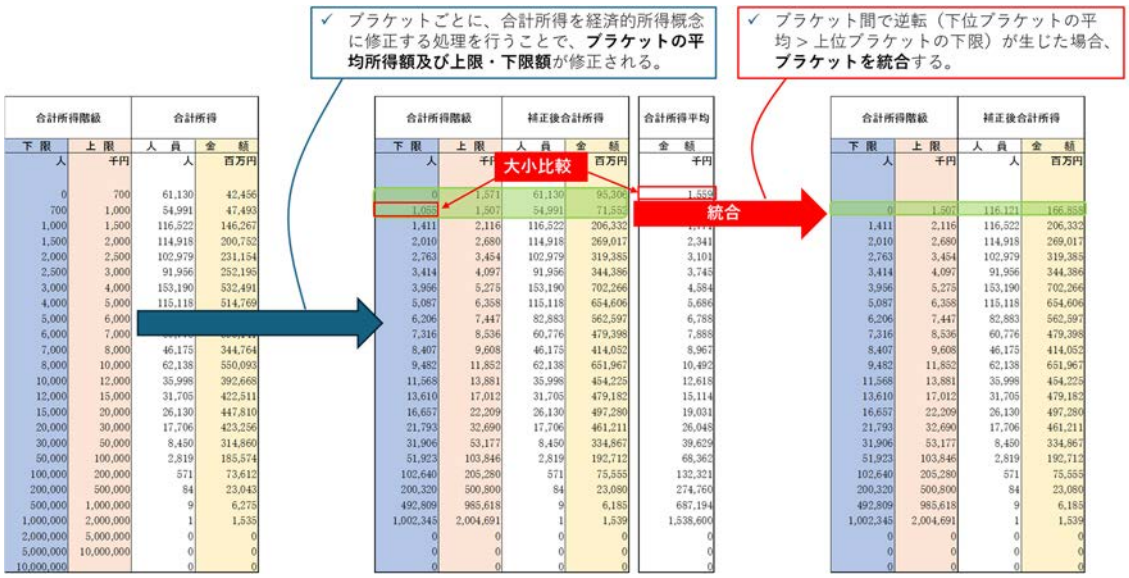


（補論 2）分析対象所得の分布の作成プロセス
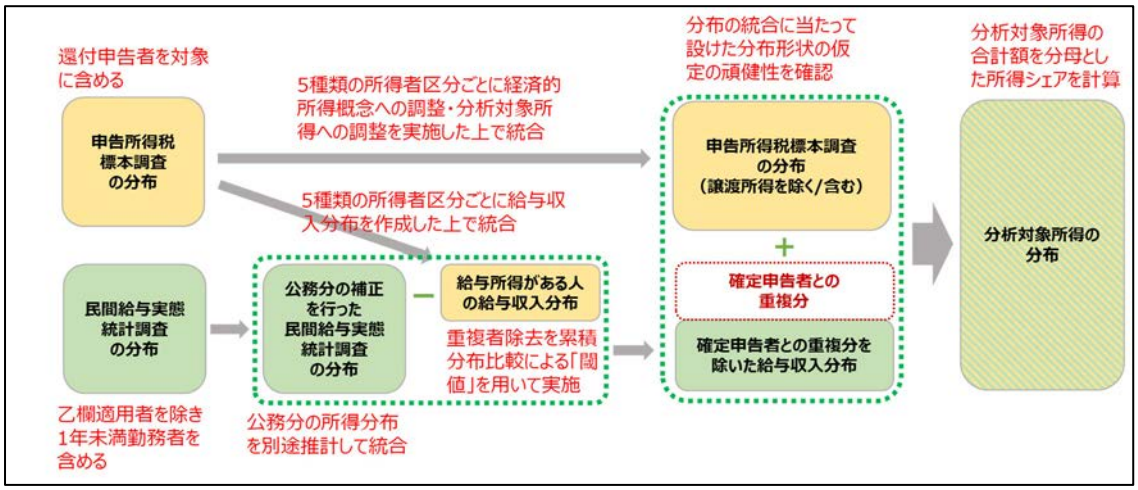
本論文では、Moriguchi and Saez（2008）において、分析対象所得の分布を作成する際に用いられていた方法に加えて、以下の図の赤字で記した方法を加えることによって、分析の精緻化を図っている。